

報告第 29 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
120	R2. 10. 2 令和2年 第3回足立区 議会定例会で 承認120号	(仮称) 花畑人道橋整備工事 (1期)  [株式会社東京三田組]	① 335, 500, 000			
10	R3. 3. 8 令和3年 第1回足立区 議会定例会で 報告10号		② 368, 024, 800  ③ 32, 524, 800	9. 69%		(1) 発生土として処分する土の成分分析を行ったところ、特定有害物質に指定される成分が検出され、適正に処分する必要が生じたため。 (2) 大学工事の遅延に伴い、歩行者動線の確保や搬入路の変更が生じたことから、樹木移植や仮囲い設置位置の変更が必要となったため。 (3) 草加市道掘削に伴い、埋設支障物が見つかり、撤去・処分が必要となったため。
72	R3. 6. 30 令和3年 第2回足立区 議会定例会で 承認72号		② 373, 862, 500  ③ 5, 837, 700	11. 43%		(1) 汚染土処分量の増加変更第1回変更時834tから第2回変更時1, 116t
	(処分日) R3. 10. 20 (契約変更日) R3. 10. 20		② 377, 856, 600  ③ 3, 994, 100	1. 07%		(1) 1期工事と2期工事でも工種の分担を一部変更し、効率的に施工できるよう調整を行う。 (2) 河川管理者との協議により、護岸の既設箇所と新設箇所の取り合いの構造を変更する。 (3) 受注者の技術提案による、仮設関係の減額を行う。